

公益社団法人日野法人会源泉部会 規約

(名 称)

第1条 本部会は、公益社団法人日野法人会源泉部会と称する。

(構 成)

第2条 本部会は、公益社団法人日野法人会会員のうち、本部会の目的及び主旨に賛同する源泉徴収義務者をもって組織する。

(入会手続)

第3条 本部会の会員になろうとする者は、所定の申込み手続を行わなければならない。

(事務所)

第4条 本部会の事務所は、公益社団法人日野法人会事務所内に置く。

(目 的)

第5条 本部会は、源泉徴収義務者として必要な法規等の研修を行うとともに、会員相互の連絡協調を図る。

(事 業)

第6条 本部会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 源泉所得税の法規及び取り扱い等についての研修会、その他、会員の資質の向上に必要な講習会等を開催する。
2. 会員相互の連携協調を図るための事業を実施する。
3. その他、目的を達成する為に必要なこと。

(役 員)

第7条 本部会に次の役員を置く

(1) 幹 事	10名以内
うち 部 会 長	1名
副部会長	3名
会 計	1名
監 事	2名以内

(役員の職務)

第8条 部会長は本部会を代表し、会務を総理する。

1. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時は、副部会長がその職務を代行する。
2. 会計は、本部会の会計事務を処理する。
3. 監事は、本部会の事業並びに、会計を監査する。
4. 幹事は、本部会の運営を協議執行する。

(役員の選任)

第9条 幹事は、報告会において会員の中から選出し、部会長、副部会長、会計及び監事は、幹事の互選により選任する。

但し、副部会長については、日野、多摩、稲城地区より各1名選出しなければならない。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、選出後、第2回目の報告会が、終了した時に終わる。

但し、再任を妨げない

(会議の種類及び招集)

第11条 会議は、報告会及び役員会とし、部会長がこれを招集する。

報告会は、毎年1回事業年度終了後すみやかにこれを招集する。

(年会費)

第12条 本部会の年会費は、これを徴収しない。

(事務処理)

第13条 本部会の事務処理は、法人会の事務局がこれにあたる。

附 則

1. この規約は、平成6年10月24日から施行する。
2. この規約に定めない事項は、公益社団法人日野法人会の定款の規定に従うものとする。
3. この規約の社団法人日野法人会から公益社団法人日野法人会への名称変更、及び一部変更(第7条)(第9条)(第10条)(第11条)については、平成25年4月26日から施行する。